

森林施業計画について

1 森林施業計画の概要

森林施業計画とは、森林所有者などが森林づくりについて自主的に40年以上の長期の方針を定めた上で、造林、保育、間伐、伐採といった森林施業の5カ年の計画をたて、市町村長（複数の市町村にまたがる場合は県知事）の認定を受けることができる制度である。

この認定を受けた平地林については、相続税に係る評価額が最大40%軽減される。

2 くぬぎ山地区及び周辺における森林施業計画の認定状況

(1) 狭山南部団地（狭山市上赤坂、堀兼地区等の森林）

- ・認定日：平成15年3月26日（狭山市長認定）
- ・被認定者：いるま野農業協同組合長（森林所有者340人から受託）
- ・認定面積：122ヘクタール
- ・計画期間：平成15年4月1日～平成20年3月31日

(2) おおい・みよし団地（大井町・三芳町内の森林）

- ・認定日：平成16年1月20日（埼玉県知事認定）
- ・被認定者：いるま野農業協同組合長（森林所有者272人から受託）
- ・認定面積：104ヘクタール
- ・計画期間：平成16年1月26日～平成21年1月25日

くぬぎ山地区では、狭山市分の一部が狭山南部団地の施業計画加入森林となっている。

3 森林施業計画に基づく共同施業

狭山南部団地では、平地林所有者が組織する「さやま緑と里の会」及びJAいるま野職員及び関係者による共同施業が実施されている。